

● 寄稿 1

品種登録制度と 令和2年種苗法改正について

農林水産省 食料産業局 知的財産課 審判官 麻川 倫広

抄 録

「品種登録制度」は、植物新品種の保護に関する制度であり、種苗法という法律に定められています。この制度は、新品種を育成した者に対し知的財産権の1つである「育成者権」を一定期間付与する、特許制度と同様の知的財産制度ですが、品種の保護に特化した制度であるため、特許制度にはないユニークな点が多数あります。本稿では、この品種登録制度について紹介するとともに、昨年12月に成立・公布した「種苗法の一部を改正する法律」の概要についても説明します。

1. はじめに

農業の世界には「品種に勝る技術なし」という言葉があるそうです。我が国は、四季の変化が激しく、地域によっても大きく気候が異なるうえに、高温・湿潤なため病害虫の発生も多く、植物の栽培に適した環境ではありません。そのような厳しい栽培環境・消費者の高い品質要求水準に適応するため、これまでに多種多様な品種が開発されてきました。また、近年、世界的な気候変動に伴う異常気象や新たな病害虫が発生する中、これらの課題に対応する新たな品種の開発の重要性はますます高まっています。

一方で、このような植物新品種の開発（育成）には、異なる品種を交配し、有望な品種を選抜するという過程を繰り返す必要がありますので、非常に長い年月と労力を要します。例えば、種なしで皮まで食べられることで近年、人気を博しているぶどうの品種「シャインマスカット」の開発には、交配試験の開始から品種登録まで18年、親品種の選抜から数えると33年を要しています。一方で、植物の性質上、いったん品種が育成されると、その種や苗を第三者が増やすことは極めて容易であり、それによる逸失利益も小さくありません。このため、優良

な品種の育成をした者が、育種に要した投資を回収することを可能とし、さらなる新品種の育成に対する意欲を高めるため、優良な品種を保護する制度が必要です。

2. 品種登録制度について

(1) 種苗法の概要

我が国では、このような新品種の保護について、種苗法（平成10年法律第83号）に「品種登録制度」が定められています。品種登録制度は、植物の新品種の育成の振興、そして、農林水産業の発展に寄与することを目的として、植物の品種を新たに育成した者に対し、知的財産権の1つである「育成者権」を一定期間付与する制度です。なお、種苗法には、品種登録制度に加えて、一部の植物の種苗の販売時に必要な表示等について定めた「指定種苗制度」も規定されていますが、本稿では詳細は割愛します。

(2) UPOV条約と種苗法

品種保護制度に関する国際条約として、「植物の新品種の保護に関する国際条約」(UPOV条約)という条約があります。UPOV条約は、植物の新品種

を各国が共通の基本的原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与することを目的として締結されています。このため、UPOV条約は、新品種の保護の条件、保護内容、最低限の保護期間、内国民待遇等を基本的原則として定めており、加盟国はこの基本的原則に従って育成者権を保護する法制度を整備することが求められています。

ここで、当該条約を紹介するのは、種苗法がUPOV条約の担保法となっており、種苗法の成り立ちに深く関わっているからです。UPOV条約には、保護対象となる植物、育成者に認められる権利の範囲の違いによって、現在、78年条約、91年条約の2つの条約が併存していますが、我が国は、UPOV条約加盟に向けて、1978年（昭和53年）に農産種苗法を種苗法に改正して品種登録制度を設け、1982年に78年条約に加盟しました。そして、保護対象や権利の範囲が拡大された91年条約の発効に合わせて、1998年（平成10年）に種苗法を全部改正し、同年に91年条約に加盟しています。この全部改正では、種苗法に知的財産権としての「育成者権」が明確に規定され、利用権（特許における実施権に相当）や質権等についても規定されました。

UPOV条約の締約国は、2021年3月現在、77か国・地域（EU及びOAPIを含む。）であり、アジアの国では、我が国以外に、中国、韓国、シンガポール及びベトナムの5か国が締結しています（ミャンマー、ブルネイが加盟手続き中）。また、UPOV条約に基づき設立された国際機関として、UPOV（植物新品種保護国際同盟）があり、UPOV事務局長にWIPO事務局長を任命するなど、WIPOとも長期的な協力関係にあります。

(3) 品種登録制度の保護対象

ここからは、品種登録制度の具体的な内容について説明します。まず、品種登録制度の保護対象となる「農林水産植物」は、栽培される全植物（種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類）及び政令¹⁾で指定された32種類のきのこです（第2条第1項）。

また、品種登録制度の保護対象は、植物の新品種ですが、種苗法ではこの「品種」について、「重要な形質にかかる特性（例えば、「葉の長さ及び色」、「花の色」、「果実の大きさ」等）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一つの植物体の集合」と定義しています（同条第2項）。例えば、ぶどうの「シャインマスカット」や、お米（稲種）の「はえぬき」、「つや姫」などが「品種」にあたる一方で、園芸店で販売されている「バラ」、「カーネーション」などは植物名です。なお、「マツタケ」のように栽培技術が確立していないものは、保護対象になっていません。

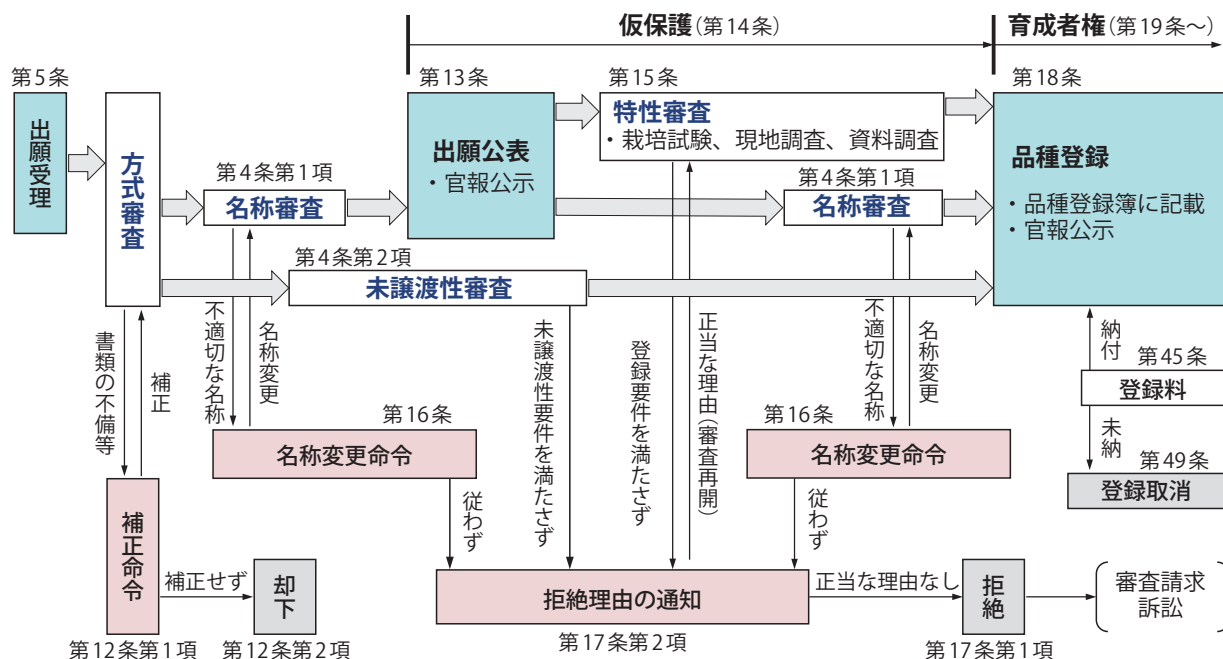
(4) 品種登録の出願から登録まで

新たに育成された品種について育成者権が付与されるためには、特許制度と同様に、出願から審査を経て登録される必要があります（図1）。出願の方法としては、書面以外にオンラインでの出願も受け付けており、Webブラウザ経由で出願することができます²⁾。出願が受理されると、書類に不備がないか（方式審査）、品種の名称が適切か（名称審査）などの審査が行われ、問題がなければ出願公表が行われます。出願者に補償金請求権が認められており、出願公表後に出願品種を無断利用した者に対し、書面による警告をした上で、品種登録後に利用料相当額の補償金を請求することができます（仮保護期間）。出願公表後、栽培試験等による調査を踏まえ、出願品種の特性審査が行われます。審査の結果、登録要件を満たし拒絶理由がないと判断された出願品種は、品種登録され、育成者権が発生します。これら出願の受理から登録まで一連の審査手続きは、農林水産省の食料産業局知的財産課種苗室が担っています。

なお、出願者は、拒絶処分等について不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求や、行政事件訴訟法に基づく取消しの訴えを提起することとしています。また、登録後に登録要件に違反して登録されたことが判明した場合や登録要件を満たさなくなった場合には農林水産大臣が登録を取消すことと

1) 種苗法施行令第1条

2) 品種登録出願システム <https://denshi.hinshu2.maff.go.jp/form/dsg001.aspx>

図1 出願から品種登録の流れ³⁾

しています。このため、特許制度における拒絶査定不服審判や無効審判のような制度はありません。

(5) 登録要件と審査

品種登録を受けるためには、主に5つの要件を満たす必要があります(図2)。このうち、「区別性」については、比較対象が公知の「他の」品種ですので、特許法における新規性と異なり出願品種自体は含まれません。また、先述の「品種」の定義と異なり、単に区別できるのではなく、「明確に」区別できる必要があります(第3条第1項第1号)。さらに、登録要件に、複数栽培しても均一な特性であること(「均

一性」、同項第2号)、何度栽培しても特性が安定していること(「安定性」、同項第3号)が入っている点も栽培される植物の保護に特化した品種登録制度ならではの点ではないでしょうか。

これら、区別性、安定性、均一性の3要件の審査に関しては、植物の特性そのものを確認した上で判断されますので特性審査、あるいは各要件の英語の頭文字をとってDUS審査とも呼びます。これら区別性、均一性、安定性の判断の基準となる「重要な形質」については、植物の種類ごとに50～100の形質が農業資材審議会の意見を踏まえて定められており(第2条第7項)、さらに具体化して「種別審査基

図2 品種登録の主な要件

登録要件		内容
特性審査の要件	区別性(Distinctness)	公然知られた他の品種と重要な形質(形状、色、耐病性等)で明確に区別できること。
	均一性(Uniformity)	同一世代でその特性が十分類似していること(播いた種子から同じものができる)。
	安定性(Stability)	増殖後も特性が安定していること(何世代増殖を繰り返しても同じものができる)。
	未譲渡性(Novelty)	出願日から1年※さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。 ※外国での譲渡の場合は4年(永年性植物は6年)
	名称の適切性(Suitability of denomination)	品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと。

3) 後述する種苗法改正により、2020年(令和4年)4月1日以降の出願については、一部の審査手続きが見直される予定です。

準」として品種登録ホームページ⁴⁾で公表されています。形質の中には、例えば、花きにおける草丈、花の数や着色の有無等の形態的なもの、あるいは、病害抵抗性の有無のような生理生態的なものがあります。また、形質の変化に着目すると、草丈のよう

に連続的に変異するもの(量的形質:QN)、花の数や着色の有無のように、不連続のもの(質的形質:QL)、花の色や葉の形のようにある程度連続して変異するものの、直線的ではなく複雑な変異をするもの(疑似の質的形質:PQ)があります(図4)。この

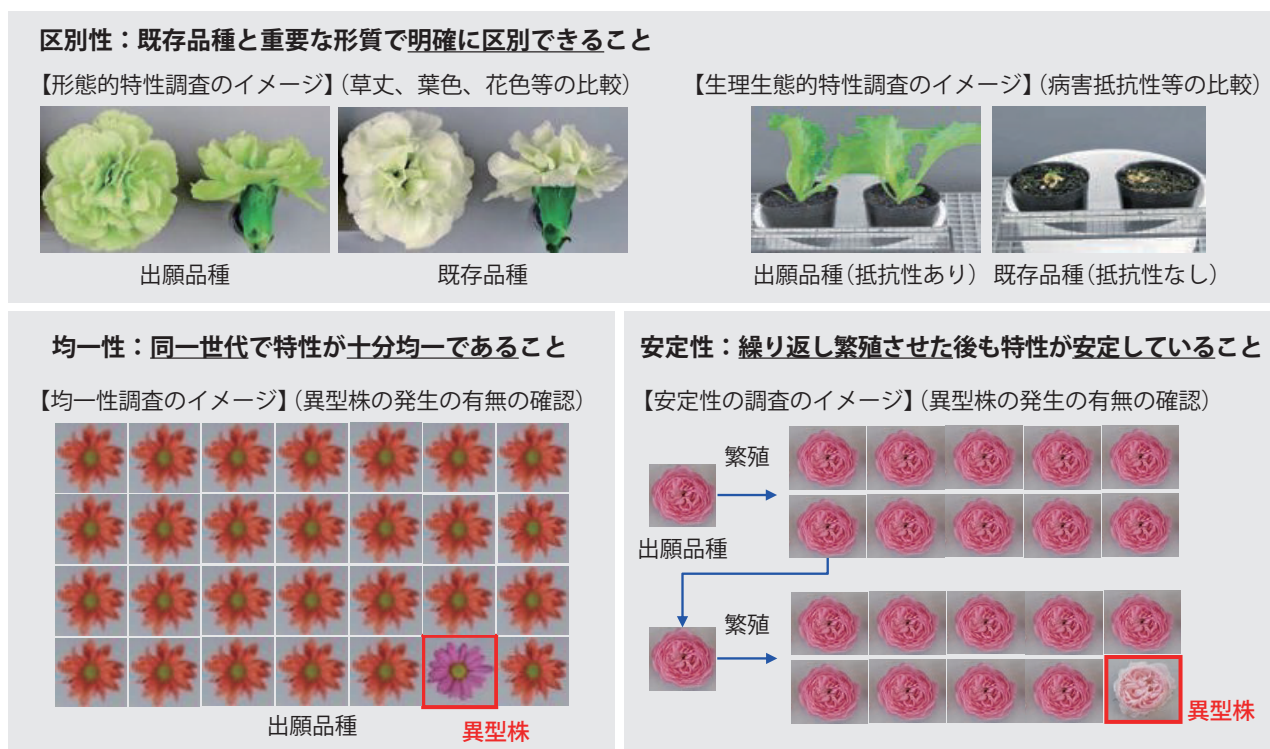


図3 区別性、均一性、安定性の調査のイメージ

図4 チューリップの種類別審査基準⁵⁾の抜粋

形質番号	UPOV	記号	形質 (Characteristics)		定義	調査方法	階級	状態 (State)		標準品種 (Ex.Var.)	備考
			(日本語)	(English)				(日本語)	(English)		
1	1 (*)	QN	草丈	Plant: height	開花時草丈(自然高)	測定 cm	1 3 5 7 9	極低 低 中 高 極高	very short short medium tall very tall	Ile de France	
2	2 (*)	QL	花の数	Stem: number of flowers	茎当たりの着花数	観察	1 2	1 2以上	one more than one		
3	3 (*)	QL	茎のアントシアニン着色の有無	Stem: anthocyanin coloration	茎のアントシアニンによる着色の有無	観察	1 9	無 有	absent present		
4	4 (*)	QL	茎のアントシアニン着色の部位	Stem: position of anthocyanin coloration	茎のアントシアニンによる着色の部位	観察	1 2	末端部のみ 全体	distal part only whole stem		
5	5 (*)	PQ	葉の形	Leaf: shape	株の第一葉の形	観察	1 2 3 4 5 6 7	線形 狭だ円形 だ円形 広だ円形 狭卵形 卵形 広卵形	linear narrow elliptic medium elliptic broad elliptic narrow ovate medium ovate broad ovate		

4) 品種登録ホームページ <http://www.hinshu2.maff.go.jp>

5) チューリップ属 <http://www.hinshu2.maff.go.jp/info/sinsakijun/kijun/1642.pdf>

うち、草丈のような量的形質については、基準となる既存品種（標準品種）を用いて階級値や1階級値の幅を設定・調整し、測定した形質が1階級値の幅以上異なる場合には、原則、品種間で区別性があると判定することになっています⁶⁾ (図5)。

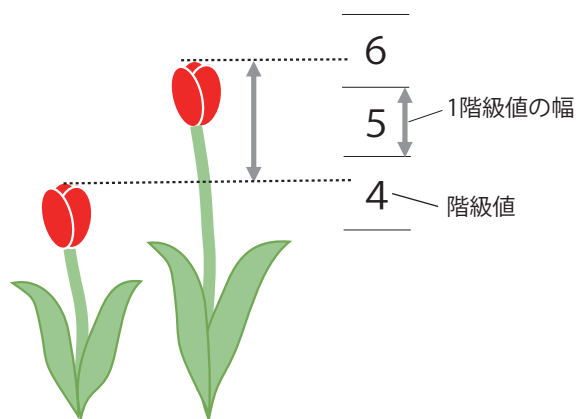


図5 量的形質の区別性の判断のイメージ

特性審査にかかる植物の特性の確認の方法は、①出願者から提出された種苗を栽培して、類似する品種（対照品種）との特性の違いを、実際に植物を栽培して比較調査する「栽培試験」、②出願者に出願品種と対照品種を栽培してもらい、種苗室の審査官が現地を訪問して比較調査を行う「現地調査」、③出願者が審査基準に沿って検定した資料（出願品種の試験データ、文献等）あるいは一部のUPOV加盟国の審査当局が作成した審査報告書に基づく「資料調査」の3つの方法があります。このうち、「栽培試験」については、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、「農研機構」といいます。）種苗管理センター⁷⁾の全国の農場で実施されており、種苗管理センターにおける栽培試験の結果を踏まえ、種苗室の審査官が区別性等の判断を行っています。

次に、登録要件のうち「未譲渡性」については、

出願日から1年⁸⁾さかのぼった日前に出願品種の種苗又は収穫物を業として譲渡していないことを要件としています（第4条第2項）。UPOV条約上は「Novelty（新規性）」となっていますが、あくまで譲渡が要件ですので、特許制度における新規性のように刊行物に当該品種の情報が掲載されただけでは必ずしも未譲渡性は失われません。さらに、試験研究目的での譲渡や育成者の意に反した譲渡も例外となっています（同項ただし書）。

この他、出願に際し、願書に記載される「品種の名称」（品種名）の「適切性」も要件となっています。具体的には、誤認を生じるものではないか、識別性を備えているか、あるいは出願品種に関連する商品や役務を指定した登録商標と同一又は類似のものではないか⁹⁾といった点が要件となっており（第4条第1項各号）、要件を満たさない場合には、名称の変更が命じられます。

このように名称の適切性の要件があるのは、種苗の状態では一般的に外観から他の品種との見分けが困難であることを踏まえ、品種名に種苗の同定・識別機能を持たせているためです。このため、登録品種については、権利の消滅後も含めて、種苗の譲渡等の際に品種名を使用することが義務付けているほか、他品種での使用を禁止しています（第22条）。ただし、品種名の使用義務は種苗の譲渡時のみに限られ、収穫物等の譲渡時には課せられませんので、お米の「つや姫」のように、品種名で収穫物を販売する場合があります一方で、イチゴの「あまおう」のように、品種名（「福岡S6号」）とは別の商品名で収穫物を販売し、商標権等でブランドの保護を図る場合があります¹⁰⁾。

（6）育成者権

品種登録されると、「育成者権」が発生します（第19条）。育成者権を有する者（育成者権者）は、登

6) 登録出願品種審査要領、別添5 区別性、均一性及び安定性（DUS）審査のための一般基準 <http://www.hinshu2.maff.go.jp/act/tuuchi/sinsayouryou.pdf>

7) 種苗管理センターは農林水産省の組織の一部でしたが、2001年に特定独立行政法人へ移行し、2016年に農研機構に統合されています。

8) 外国での譲渡の場合は4年（果樹等の永年性植物は6年）

9) 商標法においても、登録品種の品種名との調整規程が設けられています（第4条第1項第14号）。また、出願中の品種名についても、第三者による商標登録を防ぐため、商標法第4条第1項第7号（公序良俗違反）に該当する旨、「商標審査基準」が近年、見直されました。

10) 品種名で収穫物を販売する場合でも、例えば、図形と品種名を組み合わせで商標登録する、加工品や品種に直接関連しない商品等を指定商品として品種名を商標登録する等して、ブランドの保護を図る場合もあるようです。

録品種及び登録品種と特性により明確に区別されない品種の「種苗」(植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるもの)、「収穫物」(植物体の全部又は一部であって繁殖に用いられないもの)及び政令¹¹⁾で定めた一定の「加工品」を業として利用する権利を専有します(第20条)。

ここで、「明確に区別性されない」とは「品種登録要件としての区別性が認められる程度の差がないもの」¹²⁾と解されており、品種登録審査における区別性の判断と同様の手法で判断できると考えられます。また、「利用」行為については、種苗法では、種苗、収穫物、加工品それぞれについて規定されており(図6)、収穫物、加工品についてはその前段階(収穫物であれば種苗、加工品であれば種苗及び収穫物)で「権利行使する適当な機会がなかった場合に限る」こととされています(第2条第5項)。

図6 品種の利用行為

種苗	収穫物	加工品(一部)
生産	生産	生産
調整*	—	—
譲渡の申出	譲渡の申出	譲渡の申出
—	貸渡しの申出	貸渡しの申出
譲渡	譲渡	譲渡
—	貸渡し	貸渡し
輸出	輸出	輸出
輸入	輸入	輸入
これらの行為をする目的での保管	これらの行為をする目的での保管	これらの行為をする目的での保管

※きょう雑物の除去、精選、薬剤処理又はコーティング等を行う行為。

この他、登録品種の育成者権者は、①変異体の選抜、戻し交雑等の育成手法で、当該登録品種の主たる特性を保持しつつ、特性の一部を変化させて育成された品種(従属品種)、②繁殖のために常に当該登録品種を交雑させる必要がある品種(交雑品種¹³⁾)についても、これらの品種が品種登録を受けた場合と同一の権利を有します(第20条第2項)。

なお、育成者権の存続期間は登録日から25年ですが、果樹等の栽培に時間を要する永年性植物については30年とされています。ただし、存続期間内であっても、登録料が納付されなかった場合や品種登録の要件を満たしていないことが判明した場合には、品種登録が取り消されます(第49条)。

(7) 育成者権の効力の及ばない行為

育成者権の効力の及ばない行為については第21条に規定されており、例えば、新品種の育成その他の試験又は研究のために品種を利用する場合は、育成者権の効力の及ばない行為とされています(同条第1項第1号)。また、育成方法の特許権¹⁴⁾との調整規程も設けられており、登録品種の育成方法に特許権が付与された場合、当該方法により生産された登録品種の利用には育成者権の効力の及ばないとされています(同条第1項第2号～第5号)。

さらに、種苗法では、特許法上は明文の規定はなく判例上認められている「権利の消尽」についても規定されています(同条第4項¹⁵⁾)。具体的には、育成者権者等の行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されれば、育成者権の効力は及ばなくなるとされています。もっとも、①種苗を生産(増殖)する行為及び②UPOV非加盟国等の品種保護制度のない国へ種苗等を輸出する行為については、消尽の例外とされており、譲渡された後であ

11) 種苗法施行令第2条により、①小豆の水煮およびあん、②いぐさのごぞ、③米飯、④製茶が指定されています。

12) 農林水産省生産局知的財産課編「最新逐条解説種苗法」ぎょうせい、2009年4月28日、p.90

13) 異なる品種を掛け合わせて得られた「雑種」(ハイブリッド: hybrid)の第一世代(first filial generation: F1世代)は、雑種強勢という現象により、その一代に限り、両親より優れ均一な性質を示すことが知られています。この仕組みを利用した品種を「交雑品種」あるいは「F1品種」等と呼称しています。交雑品種は、栽培特性上、親品種の種子を秘匿することで、品種の流出を防止することが可能ですので、あえて品種登録を行わない場合もあります。

14) 特許制度においても、微生物等の寄託制度を設けており(特許法施行規則第27条の2)、植物を含む生物関連の発明を保護することは可能です。しかしながら、通常の育種方法で開発された品種については、品種登録制度を活用して育成者権で保護する場合があります。一方で、植物の栽培方法や植物に応用可能な遺伝子技術等を特許権で保護する場合もあります。

15) 後述する種苗法改正により、2022年(令和4年)4月1日以降は、第2項に繰り上がります。

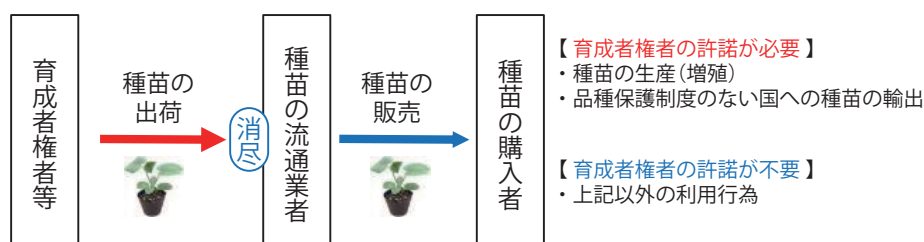


図7 育成者権の消尽

ても、育成者権者の許諾が必要となります（図7）。なお、この「権利の消尽」を含む育成者権の効力の及ばない範囲の在り方については、後述する2020年（令和2年）の種苗法改正によって見直しが行われています。

(8) 育成者権侵害への対応

育成者権の侵害に対しては、特許権等と同様に、民事上の請求、刑事罰等の措置が可能です。また、育成者権の保護の強化を図るため、特性審査における栽培試験を担う種苗管理センターでは、品種保護対策役（通称：品種保護Gメン）として、2005年から①育成者権侵害対策に係る相談の受付及び助言、

情報の収集及び提供、②育成者権侵害状況の記録、③証拠品となる侵害品の種苗等の寄託及び④育成者権者等からの依頼に基づいた品種類似性試験等の活動を実施しています¹⁶⁾（図8）。

(9) 品種登録・出願の状況

品種登録・出願の状況についても、簡単にご紹介したいと思います。2020年3月末現在、権利存続中の品種は7,750件です。これまでに登録された登録品種を作物別にみると、草花類、鑑賞樹、野菜の順で多く、草花類や鑑賞樹の比率が多くなっています（図9）。また、育成者権者の類型別にみると、種苗会社、個人、都道府県等の順で多くっており、品

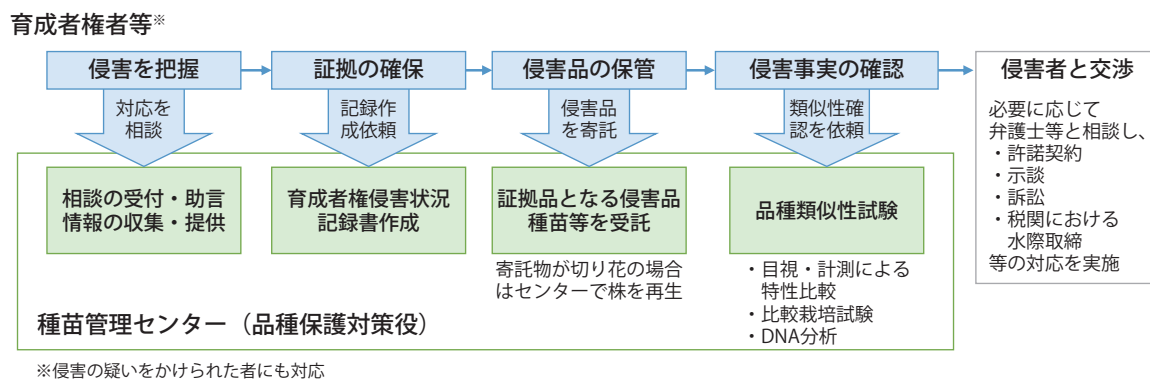


図8 育成者権の侵害への対応

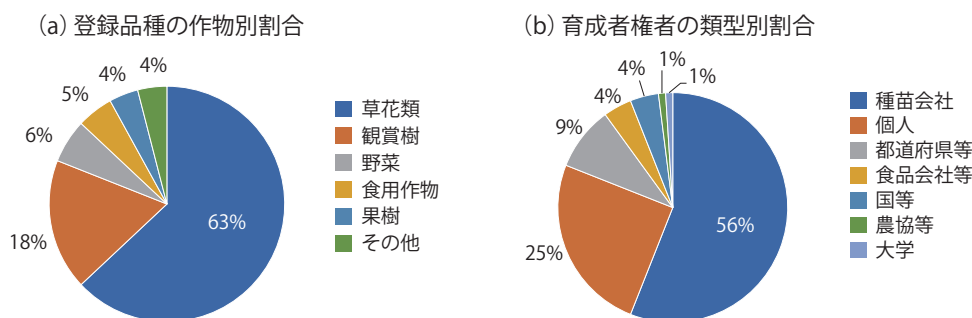


図9 登録品種の作物別割合と育成者権者の類型別割合（1998年～2019年計）

16) 種苗管理センター：品種保護対策 | 農研機構 <http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/ncss/hogotaisaku/>

種の育成においては、個人や都道府県等の公的機関が重要な役割を担っていることが確認できます。この点は、民間企業、特に大企業の割合が多い特許制度と大きく傾向が異なります。

一方で、出願件数は、2007年度の1533件をピークに減少傾向にあります（2019年度の出願件数は784件）。特に、都道府県による出願数はピーク時から6割減少しており、新品種の開発が停滞することで、我が国の農業の発展に支障がでることが懸念されています。

3. 令和2年種苗法改正について

以上、種苗法で定められた品種登録制度について紹介してきましたが、ここからは、昨年12月に成立・公布された「種苗法の一部を改正する法律」（令和2年法律第74号。以下「改正法」といいます。）について説明したいと思います。

(1) 改正の背景

近年、我が国の優良な品種が海外に流出し、他国で増産され第三国に輸出される等、我が国からの輸出をはじめ、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる事態が発生しています。例えば、冒頭でもご紹介したシャインマスカットの苗が中国や韓国へ流出し、東南アジア等で中国産や韓国産のシャインマスカットの販売が確認されています。これらは、我が国農業者の潜在的な販売先の喪失につながるため、育成者権者の新品種の開発意欲や農業者の輸出意欲を阻害しています。さらに、育成者権侵害の立証のため、品種登録時の種苗との比較栽培が必要とされるなど、育成者権の活用のしづらさも顕在化しています。

これらを踏まえて、新品種の育成に対する意欲を確保する観点から、育成者権者の意思に応じて登録品種の海外流出の防止等の措置ができるようにするとともに、育成者権をより侵害立証等において活用しやすい権利とするため、第201回国会において「種苗法の一部を改正する法律案」が提出され、第203回国会における審議を経て2020年（令和2年）12月2日に改正法が成立し、同月9日に公布されました。既に一部の改正事項は、2021年（令和3年）4月1日に施行されており、残りの改正事項については2022

年（令和4年）4月1日の施行を予定しています。以下、主な改正事項の内容をご紹介します。

(2) 育成者権の効力が及ばない範囲の特例の創設（令和3年4月1日施行）

2.（7）で説明したとおり、改正前の種苗法では、育成者権者等から正規に種苗等を購入した場合には、一部の例外を除き、育成者権が及びませんでした。しかしながら、上述のとおり、近年、我が国で育成された登録品種の種苗が、育成者権者の意思に反して海外に流出し、流出先で種苗の増殖・産地化が行われる事態が生じています。

また、農作物の中には、栽培地域の気候や土壌の条件等により、品種の有する特性が十分に発現せず、収穫物の品質が大きく左右されるものも存在するところ、国内においても、育成者権者、特に、食用作物や果樹の主たる開発主体である都道府県の意図に反する地域に種苗が流出し栽培され、登録品種の品質の低下を招くとともにブランド化の妨げとなり、育成者権者や農業者の意欲を阻害する事態も見られています。

こうした育成者権を巡る特殊な事情を踏まえ、我が国で育成された登録品種の海外流出等を防ぎ、育成者権者の新品種の育成に対するインセンティブを確保する観点から、改正法では、種苗法に第21条の2～第21条の4を新設し、出願者が「輸出先国の指定」又は「栽培地域の指定」をすることで、登録品種の種苗等の譲渡後でも登録品種の一部の利用行為を制限できることとしています。

①輸出先国の指定（海外持ち出しの制限）

このうち、「輸出先国の指定」については、品種登録出願時に、輸出可能な国を指定し（以下、「指定国」といいます。）、指定国以外への輸出を制限する旨を届出することで、品種登録の公示があった日の翌日以後、公示に係る登録品種等の種苗等が譲渡された場合であっても、指定国以外へ輸出する行為又は育成者権の効力が及ぶこととしています。すなわち、従前と同様に、制限がない場合は、正規に購入した種苗を育成者権者の許諾なくUPOV加盟国等へ持ち出すことが可能ですが、「指定国あり」として持ち出しを制限した場合、正規に購入された種苗であっても指定国以外への持ち出しには育成者権者の許諾

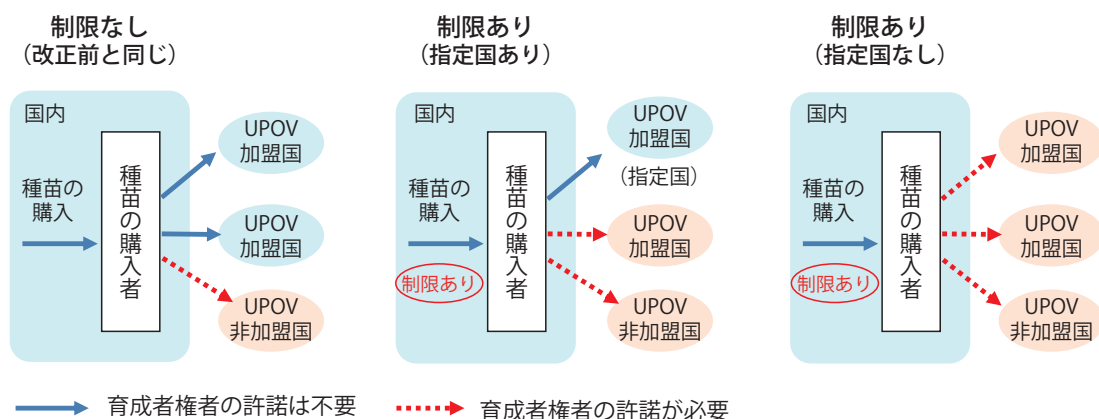


図10 輸出先国の指定（海外持ち出しの制限）

が必要になります（図10）。さらに、「指定国なし」で届出を行うことも可能で、この場合には、すべての国への持ち出し、すなわち、海外への輸出行為を全て制限できることとなります。

②栽培地域の指定（国内栽培地域の限定）

一方、「栽培地域の指定」については、品種登録出願時に、特定の地域（例えば、都道府県や市町村等）を「指定地域」として指定して農林水産省に届け出ることによって、指定地域外での登録品種の栽培（収穫物の生産）を制限することが可能になります（図11）。なお、国内栽培地域の限定については、あくまで産地形成を進めることを目的としているため、「指定地域なし」とする届出を行うことは認められていません。

なお、取引の安全を確保する観点から、これらの利用の制限に係る届出事項は出願公表時及び品種登録時に官報で公示され、農水省のウェブサイトでも公表されます（第57条）。さらに、品種登録の翌日

以降は、譲渡する種苗若しくはその包装又は広告にこのような制限がある旨を表示すること¹⁷⁾が義務付けられます（第21条の2第5項、第6項）。さらに、公示を信頼した者の取引の安全を確保するため、品種登録後に、指定国や指定地域を追加したり、届出を取り下げたりして制限の範囲を小さくすることはできません（第21条の3、第21条の4）、指定国を取り下げるなど制限の範囲を拡大することはできません。

なお、これらの届出は、出願と同時に行うことが原則となっていますが、施行日である2021年（令和3年）4月1日以前に品種登録済みあるいは出願中の品種については、施行日から6か月に限り、①輸出先国の指定（海外持ち出しの制限）に限って届出ができるよう、経過措置が設けられています（改正法附則第3条）。

(3) 自家増殖の見直し（令和4年4月1日施行）

「農業者が育成者権者等の譲渡した登録品種の種苗を用いて収穫物を得て、その一部を自己の農業経

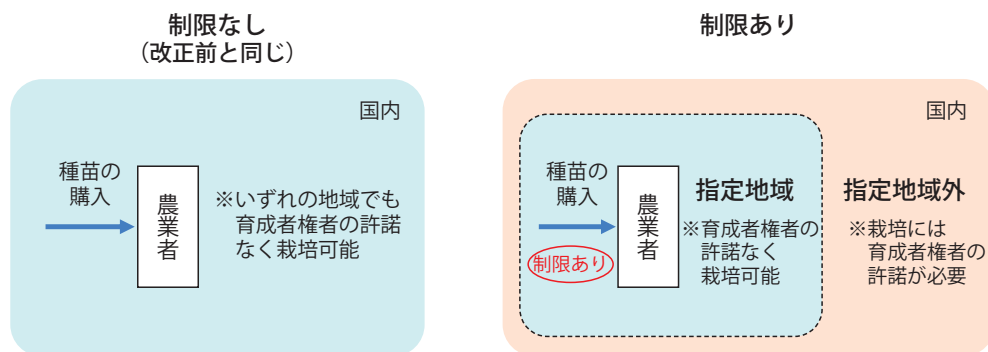


図11 栽培地域の指定（国内栽培地域の限定）

17) 具体的な表示事項は種苗法施行規則第16条の3で指定。

営内において次期作用の種苗として用いること」(いわゆる「自家増殖」)は、本来、育成者権者から許諾を得て行わなければならない種苗の生産(第2条5項1号)に当たるほか、育成者権者等から譲渡された後も消尽の例外となっていますが、改正前の第21条第2項及び第3項では、省令で定める栄養繁殖植物以外の植物に係る自家増殖については、農業における慣行から、当該生産行為の例外として育成者権の効力が及ばない行為、すなわち、育成者権者の許諾を得ずとも行える行為とされてきました。

一方で、農業者が生産した登録品種の種苗を他人に譲渡する場合、当該行為は自家増殖に該当せず、種苗法の改正前でも育成者権の侵害となりましたが、実務上、登録品種の増殖実態の把握や疑わしい増殖の差止めは困難であるとともに、刑事罰の適用や賠償請求に必要な故意や過失の証明が困難であることも多いことから、その抑止が困難でした。例えば、山形県が開発したサクランボの品種である「紅秀峰」については、山形県が栽培される地域や種苗の流通を厳格に管理していたものの、県内の農業者によって増殖された種苗がオーストラリアに流出し産地化されてしまったことが発覚しています。

こうした事情を踏まえ、第21条第2項及び第3項を廃止し、農業者による登録品種の自家増殖にも育成者権の効力が及ぶこととし、育成者権者の許諾を必要とすることとしています。これによって、育成者権者が登録品種の種苗の増殖実態を把握できるようになり、海外流出等への適切な対応が可能になると期待されます。

(4) 登録品種である旨の表示の義務付け(令和3年4月1日施行)

今後、登録品種の中には輸出や栽培地域について制限がかかるものがあることに加え、自家増殖についても許諾を要することとなるため、意図せぬ権利侵害を未然に防ぐ必要があります。そこで、(2)で述べた制限の表示の義務に加えて、登録品種の種苗の譲渡時には登録品種である旨の表示を付すことを義務化し(改正前は努力義務)、併せて、広告や展示の際にも同様の表示を義務付けることとしています(第55条)。具体的な表示方法については種苗法施行規則第21条の2で定められていますが、今回の改正に合わせて、関連団体の自主的な取組で使

れてきた「PVPマーク」が新たに追加されています(図12)。

なお、今回の種苗法改正に関わらず、登録品種の種苗の譲渡時には、品種名の使用の義務があるほか(第22条)、一部の種苗(指定種苗)の販売時には、指定種苗制度に基づく表示が必要となっています(第59条)。



図12 PVPマーク

(5) 品種登録審査の実施方法の充実のための措置(令和4年4月1日施行)

海外流出対策の一環として、流出自体の防止に加えて、海外での品種登録を促進することも重要です。その際、我が国の審査結果が海外での審査においても採用されるためには、質の高い栽培試験を行い、信頼性の高い審査結果を提供していくことが求められています。一方、こうした試験を行うためには相応の費用の増大を伴うこととなるものの、栽培試験の実施主体となる種苗管理センターの限られた財源に依拠して試験を行っているため、質の高い栽培試験を実施しようとすれば、財源的な制約により品種登録審査の遅滞が生じ、出願者に不利益を生じるおそれがあります。こうした事情を踏まえ、種苗法に第15条の3を新設し、栽培試験に係る実費相当額の手数料を徴収することとしました。また、農林水産省のみが実施している現地調査についても、専門的な知識と栽培試験の経験を有する種苗管理センターも実施できるようにするとともに(第15条の

	栽培試験	現地調査	手数料
改正前	種苗管理センター	農林水産省	なし
改正後	種苗管理センター	農林水産省 種苗管理センター	あり

図13 栽培試験・現地調査の種苗法改正前後

2)、実費相当額の手数料を徴収することとしています(第15条の3)。

なお、栽培試験・現地調査の手数料の具体的な額は農林水産省令で定めることとなっています。また、現地調査と栽培試験の手数料を徴収することに伴い、これまで現地調査及び栽培試験に要する費用の一部を賄う水準に設定されていた出願料と登録料について、相当分の引き下げを行うこととしています。

(6) 育成者権を活用しやすくするための措置(令和4年4月1日施行)

①推定制度の創設

育成者権は、登録品種のみならず、「当該登録品種と特性により明確に区別されない品種」にも及ぶ(第20条第1項)ところ、品種登録制度の保護対象が「品種」という植物体の集団であり、育成者権の効力が及ぶ範囲は、品種登録時の登録品種の植物体が有する特性により画されると解されており(現物主義)¹⁸⁾、侵害の立証の際、被疑侵害物品と品種登録時の登録品種の現物との比較栽培を行い、両者の特性を比較することが必要であるとする判決も出ています¹⁹⁾。

一方、品種登録時の登録品種の植物体が有する特性は、栽培試験等を経た上で品種登録簿に記載されているところ、品種登録簿に記載された特性(いわ

ゆる特性表)は、登録品種の植物体につき栽培試験等を行うことで明らかとなった特性を農林水産大臣が確認した上で記載されたものであり、被疑侵害品種について、品種登録簿に記載された登録品種の特性との比較により明確に区別されないことが立証された場合には、当該被疑侵害品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種であることの蓋然性が高いといえます。しかしながら、改正前の種苗法においては、品種登録簿に記載された特性の法的位置付けが不明であり、実際には活用しづらいものとなっていました。

こうした事情を踏まえ、改正法では、現物主義を維持しつつも、特性表の位置づけを明確にし、育成者権者の侵害の立証の便宜を図る観点から、種苗法に第35条の2を新設し、被疑侵害品種の特性と登録品種の特性表(種苗法では新たに「審査特性」と規定)とを比較し、両者が明確に区別されないことが立証された場合には、当該被疑侵害品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定する規定を設けることとしています(図14)。なお、当該規定は、あくまで「推定」規定であるため、品種登録時の登録品種の植物体(又は当該植物体と同一であることが担保された現時点での植物体)と被疑侵害品種の植物体との比較栽培の結果等、他の証拠や事実により推定事実が覆ることはあり得ます。

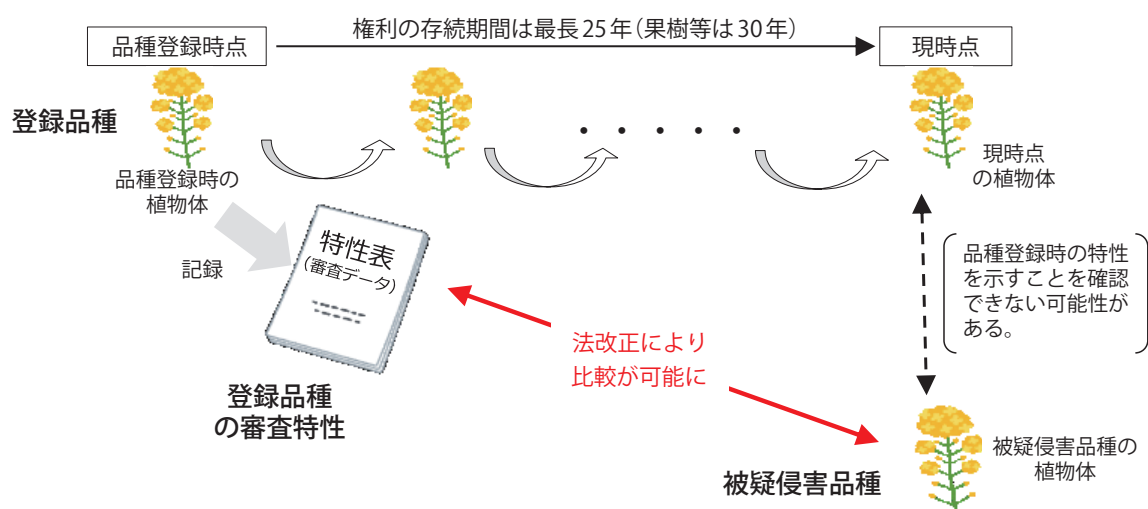


図14 推定制度

18) 農林水産省生産局知的財産課編「最新逐条解説種苗法」ぎょうせい、2009年4月28日、p.82

19) 知財高裁平27・6・24判決「なめこ事件」では、「育成者権の効力が及ぶ品種であるか否かを判定するためには、最終的には、植物体自体を比較して、侵害が疑われる品種が、登録品種とその特性により明確に区別されないものであるかどうかを検討する(現物主義)必要があるというべきである」とされています。

②特性の訂正制度の創設

改正前の種苗法では、品種登録簿に記載される特性は、出願品種の審査を行った農林水産大臣の判断で記載されるにとどまり、品種登録される場合、出願者が当該特性を確認する機会は設けられていませんでした。しかしながら、上述の推定制度が創設されるに伴い、品種登録簿に記載される特性はこれまで以上に重要な意味を持つようになります。

こうした事情を踏まえ、第17条の2を新設し、審査を経て品種登録をする際、審査により特定した特性（審査特性）を出願者に通知し、当該通知を受けた出願者が、当該出願品種の審査特性が事実と異なると思料する場合には、審査特性の訂正を求めることができることとしています（図15）。農林水産省において、訂正が必要と判断され、再度、栽培試験等により特性を調査し、事実と異なることが判明した場合には、審査特性を訂正したうえで品種登録することになります。なお、特許制度とは異なり、登録後に、審査特性の訂正を求めることはできません。

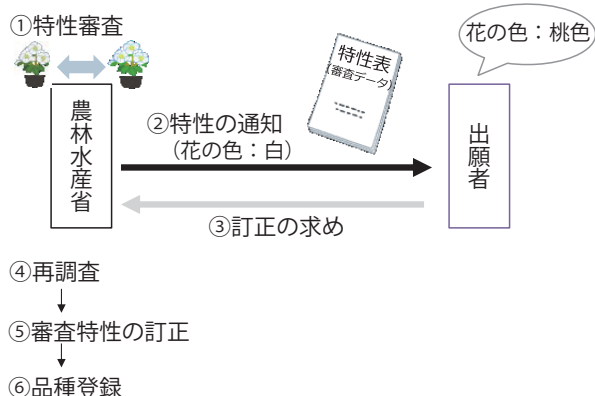


図15 訂正制度

③品種登録簿の特性による区別性の判定制度の創設

「推定規定」の導入により、育成者権侵害訴訟において立証負担が軽減されることに加えて、ある品種について、登録品種の審査特性と比較することにより、育成者権が及び得る品種なのかどうか一応の判断が得られるため、当事者間での示談交渉、裁判外紛争解決手続（ADR）等の円滑化にも資することが期待されます。

一方で、個人が、ある品種の特性を確認し、登録品種の審査特性と比較することは容易ではない場合

があります。そこで、改正法では、第35条の3を新設し、育成者権者や侵害が疑われている者等の登録品種に利害関係を有する者が、ある品種が登録品種の審査特性と明確に区別できるかどうかについて農林水産大臣に判定を求めることができる制度（判定制度）を設けています²⁰⁾。判定制度では、品種登録審査に関する規定（第3条第2項、第15条～第15条の4）を準用しており、判定の対象となる品種の特性を栽培試験等で調査した上で、品種登録に際し登録品種の区別性の判断を行った農林水産省において、審査における区別性と同様の手法で、ある品種の特性と登録品種の審査特性とが明確に区別できるかを判定します（図16）。なお、判定の請求自体には費用は不要ですが、栽培試験等に係る実費相当分の費用が必要になっています。また、判定の結果は、判定の請求者及び育成者権者に通知されます。

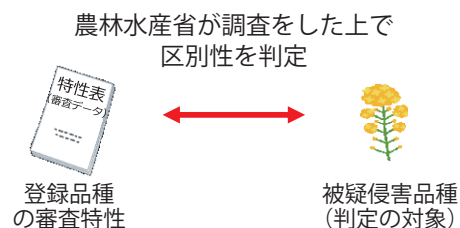


図16 判定制度

(7) 特許法等その他の知的財産制度に倣った規定の整備その他の措置(令和3年4月1日施行)

知的財産法の一つである種苗法においても、特許法等の他の知的財産法と同様、社会的な情勢変化に対応した規定の整備が必要であるため、改正法においても規定の整備を行いました。主な事項は以下の通りです。

①職務育成品種に係る規定の整備

都道府県や企業等における新品種開発を促進する観点から、職務育成品種に係る第8条を改正し、勤務規則等において使用者等が品種登録出願することを定めることで、「品種登録を受ける地位」²¹⁾は当初から使用者等有することを可能とするとともに、金銭以外のインセンティブ付与制度を柔軟に設計することを可能としています。

20) 筆者は審判官として、当制度の開始に向けた検討にあたっています。

21) 特許法における「特許を受ける権利」に対応。

②在外者の代理人必置義務

審査の効率化の観点から第10条の2を新設し、在外者は、その者の代理人であって、日本国内に住居又は居所を有するもの（品種登録管理人）によらなければ、種苗法に基づく品種登録出願その他品種登録に関する手続をすることができないこととしています。

③通常利用権の当然対抗制度の導入

通常利用権の設定について品種登録簿への登録を第三者対抗要件とすることを定める第32条第3項を削除するとともに、第32条の2を新設することで、通常利用権は、その発生後に、育成者権や専用利用権を譲り受けた者や、専用実施権の設定を受けた者に対して対抗することができることとしています。

④裁判官が証拠書類提出命令を出す際の証拠書類閲覧手続の拡充

育成者権侵害訴訟における書類の提出等について定めた第37条を改正し、裁判官が証拠提出命令を出すか否かの判断をする際に、対象書類を実際に確認できる手続を拡充しています。

4. おわりに

以上、種苗法に定められた品種登録制度について、直近の種苗法改正を含めて紹介してきました。品種登録制度は、新たな知的財産を生み出した者に知的

財産権を付与する制度である点で、基本的には特許制度と同様であり、両制度には多くの共通点があります。その一方で、農林水産業で用いられる植物品種の保護に特化した制度であるため、特許制度にはないユニークな点も少なくありません（図17）。本稿が、品種登録制度について読者の皆様の理解を深めるとともに、農林水産関連の知的財産制度に関心を持っていただくきっかけとなれば幸いです。なお、本稿は、筆者個人の見解に基づくものであり、所属する組織の見解ではないことを最後に付言します。

Profile

麻川 倫広

(あさかわ みちひろ)

2008年4月 特許庁入庁
(特許審査第四部電話通信)

2013年7月 総務課制度審議室
(併任、～2014年6月、
10月～12月)

2014年7月 審査第四部電気機器

2015年7月 サセックス大学客員研究員（～2016年6月）

2017年4月 審査第四部伝送システム

2018年4月 総務課調整班（併任、～2019年6月）

2020年4月から農林水産省に出向中



図17 品種登録制度と特許制度の比較

項目	品種登録制度（育成者権）	特許制度（特許権）
保護対象	植物の 品種 （種苗、収穫物、一部の加工品）	発明
要件	区別性 均一性 安定性 未譲渡性 名称の適切性 等	産業上の利用可能性 新規性 進歩性 記載要件 等
調査方法	原則、栽培試験等の 現物調査	文献調査
権利の範囲	登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種等	特許請求の範囲 ※均等論等の考慮
権利の存続期間	登録から25年 (一部の植物は30年)	出願から20年 (一部は最大5年延長)
名称の使用義務	あり (種苗の譲渡時)	なし